

19 『大日本私立衛生会雑誌』にみる

公衆浴場

川 端 美 季

立命館大学先端総合学術研究科

本報告では、明治十六年（一八八三）六月創刊された『大日本私立衛生会雑誌』を参照し、この雑誌において知識人や衛生家が公衆浴場に関しどのように記述していたのか明らかにする。参照時期は創刊から大正十二年（一九二二）に『公衆衛生』と改題されるまでとする。

『大日本私立衛生会雑誌』を発行した大日本私立衛生会は、公衆衛生事業の推進を目的に官と民との協力が必要であるという観点から設立されたものである。『大日本私立衛生会雑誌』も衛生思想の啓蒙という目的を持ち、当時の衣食住のありかたや街路、鉄道などに衛生上の目配りをしており、その言及の対象として公衆浴場も登場する。だが公衆浴場を含め、入浴に関する

言及は極めて少ない。そのなかでは主に温泉が多く、ヨーロッパの温泉の紹介の記述が目立つ。日本の温泉については温泉療法など医療として利用するという記述や温泉調査や鉱泉に関する規則等への言及が見られる。特に大正期からは温泉や避暑地などを扱う記述が明治期に比べると増加している。公衆浴場への記述は温泉ほど顕著な増加は見られない。

明治十七年発行十四号の「第二總會海外衛生上景況ノ報道（前號ノ續）」のなかに人と水の関わりの一例として「浴湯」への言及がある。ここでは一八八三年ベルリンで開催された衛生博覧会の陳列物品の項目紹介において「衣服及ヒ皮膚保護沐浴」という語が現れる。明治二十七年発行一三六号の「中外彙報」の「列國デモクラヒー會議」における「會議部門」のなかに「浴場衛生」があるが、その内容までは紹介されていない。

衛生という観点から公衆浴場や入浴という行為に対する言及が増加するのは明治三十年以降である。明治三十年発行第一七二号の「中外彙報」の「沐浴の沿革及其衛生上の必要」の内容は当時の西欧雑誌における

入浴に関する記事の紹介であり、そのなかには「入浴の衛生上必要なは争ふべからざる所」という記述がある。入浴に対する衛生上の注意や入浴設備に対する

注意は明治三一年発行第一八四号の「質疑應答」に登場する。この「理髪所又は浴場に於て病毒を傳染することあり之れを豫防する簡便なる方法」という問いへの回答において、日本の浴場においては肺結核や「癩病」等が伝染しやすいと注意を呼びかけている。特に肺結核は床に吐く痰が原因であり、大瓶の痰容器を備えてこの中に痰を吐かせること、そしてこの容器を浴場主が嚴重に消毒することなどの提案をしている。なお、その後『大日本私立衛生会雑誌』の「結核」の項目に「痰壺に就て」という記述があるが、そのなかに「浴場」の語は見られず、浴場と痰壺の関係性は明確にはうかがえない。明治三五年発行第二三三四号の「寄書」の「入浴装置の改良を望む」では入浴設備が不完全であり不潔であるので様々な伝染病が伝播することがある、特に「洗湯営業者の浴槽」は一つの浴槽を多くの人が利用するので改良が必要だと述べている。

『大日本私立衛生会雑誌』から、明治三十年頃の衛生家たちに、衛生上入浴に注意するという認識の萌芽を見出すことが出来る。

大正期に入ると、大正二年三六八号「衛生時代觀」の「特殊部落の衛生に就て」においてこの「特殊部落」に対する改善すべき点として衛生家の立場から、浴場の設備を奨励し、衛生思想の普及に努めるようにとあり、入浴が衛生上不可欠だと認識されていたことが分かる。